

# 小児慢性特定疾病医療受給者証 転入申請 提出書類一覧表 (チェック表)

【令和5年10月1日～令和6年6月30日 小慢・転入】 R5-2

受診者氏名：					
日中つながる連絡先： - -		(続柄： )			
医療相談会等の案内文送付	要・不要	療養生活相談票	有・無		
人工呼吸器 (24 時間) 装着	有・無	気管切開	有・無		
人工呼吸器 (24 時間以外) 装着	有・無	酸素療法	有・無		

1. 必要書類を西宮市保健所または各保健福祉センター（中央保健福祉センター除く）に提出してください。
2. コピーして提出する書類はすべて「A4 サイズ」に揃えてください。
3. 郵送で申請することも可能です。（〒662-0911 西宮市池田町 8-11 西宮市保健所 保健予防課 難病チーム宛）
4. 審査で申請が承認された場合、受給者証が送付されます。（普通郵便）
5. 申請窓口で提出資料のコピーはお渡ししておりませんので、必要な場合はあらかじめコピーをしてからご提出ください。
6. 提出書類に不足や不備があれば受付できませんので、不明な点がありましたら事前にご確認ください。

**1 □ チェック表 (この用紙)**

申請時にはチェック表もご提出ください。

**2 □ 小児慢性特定疾病医療費 支給認定申請書 (新規)**

この制度における申請者とは、原則 次のとおりです。

※ただし、受診者が18歳以上の場合、受診者本人が申請者です。

- ・受診者が使用している保険証が、健康保険組合、共済組合、協会けんぽ等の場合 ⇒ その保険の被保険者
  - ・受診者の使用している保険証が、国民健康保険、国民健康保険組合の場合 ⇒ 親権を有する世帯主
- 窓口に来られる方が「申請者（上記参照）」以外の場合、申請者が記載した委任状が必要です。（申請書下部）

**3 □ 健康保険証 (コピー) もしくは □生活保護受給証 (コピー)**

**4 □ 転入前に使用していた小児慢性特定疾病医療受給者証 (コピー)**

原本は、転入前に発行された都道府県、市へ返還してください。

**5 □ マイナンバー (個人番号) が確認できる書類**

支給認定基準世帯員（P2参照）全員のマイナンバーの分かる書類をご提示ください。郵送で申請する場合は、コピーを同封してください。

※マイナンバーをご提出いただけない場合、「市県民税課税証明書」等を追加提出いただく場合があります。

**6 □ 同意書**

保険者へ「適用区分」を照会するために必要ですので、提出してください。

～ 以下、該当する方のみ ～

**7□ 令和5年度市県民税課税証明書**

下記に該当する方は、必ず提出してください。（「チェック表5」でマイナンバーを提出した場合でも必要です）

・被用者保険（健康保険組合、共済組合、協会けんぽ など）をお使いで、被保険者の市民税が非課税の場合

□被保険者の「令和5年度市県民税課税証明書（原本）」

・業種別国民健康保険組合（医師国保、建設国保、食品国保 など）をお使いの場合

□記号・番号が同じ保険証を使用している方全員分（16歳未満除く）の「令和5年度市県民税課税証明書（原本）」

※近畿税理士国民健康保険組合の場合、16歳未満の方の課税証明書も必要です。

**8□ 限度額適用認定証（コピー） / 限度額適用・標準負担額減額認定証（コピー）**

お持ちの方のみ、ご提出ください。

**9□ 同一世帯の方の受給者証（コピー）**

同一健康保険証の家族に特定医療費（指定難病）受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している方がいる場合は提出してください。自己負担上限額が按分されます。

**10□ 重症患者等認定申請書 及び 自己負担上限額管理票**

新たに「高額かつ長期」の申請をする場合提出してください。

申請月から遡って過去12ヶ月以内に、小児慢性特定疾病に関する総医療費（10割）が50,000円を超えた月が6回以上ある場合は、申請することができます。申請が認定されると、階層区分に応じて自己負担上限額が軽減されます。階層区分が「一般所得Ⅰ」「一般所得Ⅱ」「上位所得」の方が対象です。

・該当する医療費は、支給認定を受けた日以降の小児慢性特定疾病のものに限ります。

・自己負担上限額管理票の記載がない月は、小児慢性特定疾病の領収書のコピーと「医療費申告書」で申請できます。

**11□ 年金・手当等が確認できる通知書または通帳（コピー）**

令和5年度の市民税が非課税の方で、障害年金・遺族年金・寡婦年金・特別障害児手当・障害児手当・特別児童扶養手当等を受給している場合、提出してください。

**12□ 療養生活相談票（両面）**

ご記入の上、ご提出ください。

**13□ 医療意見書（更新用）**

転入前の自治体で受給者証の更新をしていない場合、「医療意見書」が必要な場合があります。更新時期は、自治体によって異なりますので、追加提出の有無について西宮市保健所保健予防課までお問い合わせください。

**支給認定基準世帯員とは**

受給者証の月額自己負担上限額の決定に利用します。健康保険証の種類によって基準世帯員が異なります。

・被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）

→ 被保険者

・国民健康保険（西宮市国保、退職国保）

→ 国保（同じ記号・番号）に加入している全員（16歳未満除く）

・業種別国民健康保険組合（医師国保、建設国保など）

→ 国民健康保険組合（同じ記号・番号）に加入している全員（16歳未満除く）

※市民税非課税世帯の場合は、申請者（支給認定保護者）の収入で決定。ただし成年患者の場合は、受診者本人の収入で決定